

H₂Osakaビジョン推進会議参画等手続要領

(目 的)

第1条 本要領は、H₂Osakaビジョン推進会議(以下「推進会議」という。)への参画等に必要な手続について、H₂Osakaビジョン推進会議設置要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定により定めるものとする。

(参 画)

第2条 推進会議への参画を希望する団体又は学識経験その他専門的知見を有する者(以下「学識経験者」という。)は、推進会議の事務局(大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課、大阪市環境局環境施策部環境施策課及び堺市環境局カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課。)に対して、参画申込書(様式第1号)を提出するものとする。

(参画の確認)

第3条 事務局は、前条の参画申込書の提出があったときは、参画申込書の記載内容から、要綱第1条の目的に賛同し、要綱第2条の協議事項を主体的に検討することを確認できた場合に、推進会議への参画を認めるものとする。

2 事務局は、推進会議の目的達成に寄与しないことが明らかであると認める場合は、推進会議への参画を認めない。

3 事務局は、前2項の確認結果について、推進会議への参画を希望する団体又は学識経験者に対して、参画申込書確認結果通知書(様式第2号)により、速やかに通知するものとする。

(参画の取消し)

第4条 事務局は、第2条の規定に基づき提出された参画申込書に事実と異なる記載があることが判明した場合又は推進会議の目的達成に寄与しないことが明らかであると認めた場合は、推進会議への参画を取り消すことができる。

(退 会)

第5条 第3条第1項の規定に基づき参画を認められた者が推進会議の退会を希望する場合は、事務局に対して、退会届出書(様式第3号)を提出することにより、推進会議を退会することができる。

(その他)

第6条 その他、推進会議への参画に必要な手続について、本要領に定める以外の内容について疑義が生じた場合には、大阪府、大阪市及び堺市が協議の上、これを定める。

附 則

この要領は、令和7年9月22日から施行する。